令和7年度 第1回 橋本市入札監視委員会 議事概要

	1		
開催日及び場所	令和7年8月6日(火) 14:00~15:00 橋本市役所 会議室B		
出席委員氏名	北野 栄作(委員長)		
	濱田 学昭		
	塙阪 隆		
審議対象期間	令和6年10月1日 ~ 令和7年3	3月31日	
抽出案件	総件数 4件 審議事項		
制限付一般競争入札	(1)令和6年度下半期 1件 結果について (2)定例報告 ①総括表	明の入札・契約	
工事希望型競争入札	2件 (2)工事に係る入札		
指名競争入札	┃	③入札参加資格停止等の運用状況	
随意契約	0件		
	意見·質問 回 名	今	
委員からの意見・ 質問、それに対す る回答	別紙のとおり 別紙のとま	ડાંગ	
 委員会による建議 の内容	特になし		

令和7年度 第1回 橋本市入札監視委員会			
開催日及び場所	令和7年8月6日(火) 14:00~15:00 橋本市役所 会議室B		
出席者	委員 北野 栄作(委員長) 濱田 学昭 塙阪 隆		
	市 中岡総務部長 総務課 萱野課長、上野検査員、浦課長補佐、富永係長、前原副主査		
議事内容	1. 委員長あいさつ 2. 審議事項 (1)令和6年度下半期の入札・契約結果について (2)定例報告 ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について ・第5次拡張事業 橋本市浄水場排水排泥設備等更新工事 (制限付一般競争入札) ・第5次拡張事業 紀見峠中継ポンプ場機械電気設備更新工事 (工事希望型競争入札) ・消防団器具庫(九重)新築工事 (工事希望型競争入札) ・高野口中学校防水改修工事 (指名競争入札) 3. その他		
委員からの意見·質問、 それに対する回答	別紙の通り		

別紙	
意見·質問	回答
(1)令和6年度下半期の入札·契約結果について 1. 工事希望型競争入札の建築一式工事が不成立となった理由は。	1. 最低制限価格を応札者全員が下回り、失格となったため 落札者がいなくなり不成立となりました。その後、この工 事は次の月に再度入札に付し、落札者がいたので契約に 至っています。
(2)定例報告 1. 入札参加資格停止等の運用状況一覧表の中で、「資格要件を満たさない者を配置していた」と記述があるが、橋本市でも同様なことが起こらないように、チェック体制はどのようにしていますか。	1. 橋本市では工事入札全てについて、入札参加資格の事後 審査方式を採っています。入札後、落札予定者における配 置技術者の資格等を確認し、落札決定しています。
【制限付一般競争入札】	
『第5次拡張事業 橋本市浄水場排水排泥設備等更新工事』 1. 1者で有効とする市の基準。どういった段階を踏まえて有効としているのか。	1. 本件は電子入札で執行しています。「橋本市建設工事等電子入札実施要綱」の第19条2項に、「入札したものがない場合は、入札執行者は入札を取りやめる」とあるので、1社でも応札者がいるなら有効として開札し、落札決定しています。
2. 市場競争の観点からすると、1者の入札では適切な競争が行われていないのではないか。	2. 一般競争入札において入札執行の公告を行い、結果参加者が 1者であっても、特に電子入札では、他にどのような参加者がいる のか応札する時点ではわからないため、競争性は確保されている と考えます。
【工事希望型競争入札】 『第5次拡張事業 紀見峠中継ポンプ場機械電気設備更新工事』 1. 本工事は機器を設置することが主な内容か。	1. 据付け、機器類の接続(配管、配線類)、試運転調整が主な内容です。
2. 設置する機器は、設計で仕様が示されているのか。	2. 仕様書・設計図面で示しています。
【工事希望型競争入札】	
『消防団器具庫(九重)新築工事』 1. 工期の変更の理由は。	1. 本工事は発注後、年度内では標準工期を確保できないため、 繰り越し前提の発注としていました。
2. 設計金額が比較的高くないと思うが、不調になった理由は。	2. 令和6年6月から最低制限価格の算定方式が、「最低制限価格基準額」に一定の範囲内で無作為に決まる係数である「ランダム係数」をかけるというものに変更しました。不調になったこの案件についてはランダム係数が高かったため、最低制限価格が変動範囲の中で高い目となったため、全者が失格となりました。
【指名競争入札】	
『高野口中学校防水改修工事』 1. 請負代金の減額の変更となっていますがどうしてか。	1. 当初の設計では、ウレタン系の防水工法を想定していましたが、 現場の状況を確認すると、シート防水工法の方が適していると判断 したため、設計を変更し、工事費の減額となりました。
2. 改修する際、古い建物だとほとんどアスベストが使われていて危険だと思うが、市としてのアスベストに対しての対応は。	2. アスベストの有無については、まず工事設計時に担当職員が確認し、含まれている場合は除去工法を設計に反映して発注します。また、発注時においても元請業者が工事着手前に「石綿使用材事前調査」を行い、適切な処理を行っています。
【その他】 1. 年度の後半になると、特に設計金額の大きい工事では技術者の確保困難などにより、入札に参加しづらくなると思われます。多くの業者が入札に参加し、適切な競争性を確保するためにもできるだけ早いうちに発注するべきだと思います。	1. ご指摘の点については、国からの通達を受け、以前に各課に周知しましたが、改めて周知します。